

共生型短期入所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人日新会が開設する「ショートステイあかし」(以下、「事業所」という。)が行う指定共生型短期入所事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等(以下、「従業者」という。)が、支給決定を受けた障害者又は障害児(以下「利用者」という)に対し、適正な指定共生型短期入所を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者につき、短期間の入所を提供し、必要な介護及び援助を行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、前3項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ショートステイあかし新館
- 2 所在地 山梨県甲府市上町2473番地

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人 (常勤兼務)
事業所の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1人以上 (常勤)
利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務を行う。
- (3) 介護職員 10人以上 (常勤・非常勤)
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (4) 看護職員(看護師もしくは准看護師) 1人以上 (常勤兼務)
利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- (5) 調理職員 2人以上 (非常勤)
利用者に対する食事の提供を行う。
- (6) 掃除・洗濯等 2人 (非常勤)
事業所内の掃除、利用者等の衣服の洗濯を行う。

(7) 機能訓練指導員 1人以上(常勤兼務)

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。

2 前項に定めるもののほか、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

(事業の種類)

第5条 事業所は、「併設事業所」として指定共生型短期入所事業を行う。

(主たる対象者)

第6条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 難病等対象者

(利用者の定員)

第7条 事業所の利用者の定員は20人とする。

2 事業者は、前項に規定する利用定員及び居室の定員を超えることになる利用者数以上に対して同時に指定共生型短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(サービスの提供)

第8条 事業所は、指定共生型短期入所の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 事業所は、適切な方法により利用者を入浴させ又は清拭を行うものとする。
- 3 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。
- 4 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等)

第9条 事業所は、指定共生型短期入所を提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下、「支給決定障害者等」という。)から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定共生型短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、指定共生型短期入所において便宜に供する費用のうち、食費、光熱水費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払いを支給決定障害者から受けとることができる。この場合の利用料金については別表に定める。

- 4 事業所は、前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 5 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎実施地域は次のとおりとする。

甲府市、中央市、笛吹市石和町地区、昭和町

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第12条 事業所の従業者は、指定共生型短期入所の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は地域生活支援拠点等からの要請により、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時に定員を超えて利用者を受け入れることができる。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

- 2 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に非難・救出訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第14条 事業所は、提供した指定共生型短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定共生型短期入所に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共生型短期入所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行う。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する職員会議を定期的開催する。

- (2) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を6か月に1回実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための責任者（委員）をおく。

（身体拘束等の適正化に関する事項）

第16条 事業所は、サービス提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者や家族等に事前に説明し同意得る。その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次のとおりとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する職員会議を定期的で開催する。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（その他運営に関する重要事項）

第17条 事業所は、従業者の資質向上のため、前条に規定する障害者等人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む、社内研修の実施及び社外研修の受講等の機会を適宜設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。
- 5 事業所は、利用者に対する指定共生型短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共生型短期入所を提供した日から5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人日新会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この規定は、令和7年2月1日から施行する。

別表

【利用料】

指定共生型短期入所

(1日あたり)

(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ) ※同一日に他の日中活動サービスを利用しない場合	784単位
(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ) ※同一日に他の日中活動サービスを利用した場合	240単位

加算

(1日あたり)

加算項目	単位数
短期利用加算 ※利用開始から30日以内の期間について、1年につき30日を限度として加算	30単位
送迎加算 ※利用者に対して、その居宅等との間の送迎を行った場合に、片道につき加算	186単位
栄養士配置加算	22単位
食事提供体制加算 ※収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が食事を提供した場合	48単位
緊急短期入所受入加算(対象者のみ)	270単位
定員超過特例加算 ※10日を限度として算定	50単位
上限額管理加算	150単位
地域生活支援拠点等の場合 ※利用を開始した日に加算	100単位
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ 所定単位数×115/1000(1ヶ月あたり)	

※上記単位数に甲府市の地域単価(1単位10.18円)を掛けたものの1割が利用料金の目安となります。(上限負担月額以内の場合)

食事に係る自己負担額	朝食 400円	昼食 600円	夕食 500円
光熱水費に係る自己負担額	1日あたり 855円		

『その他の費用』

- (1) 通常の送迎範囲を超えた場合の送迎費
通常の送迎範囲外、片道1km当り47円
- (2) テレビ個人利用料
- | | | |
|-----|------------------------|----------|
| ①持込 | 1日100円 (※一泊二日の場合 200円) | 上限800円 |
| ②貸出 | 1日300円 (※一泊二日の場合 600円) | 上限4,500円 |
- (3) 私物の洗濯料
一点あたり 88円
- (4) 理美容にかかる費用
利用者の希望により実施された理美容の費用は、実費をご負担いただきます。
- (5) 利用者が選定する特別な食事に関する費用
予め、利用者の選択により外食、注文食、行事食など、上記に定める通常の食事の提供に要する費用では困難な食費の額については、その実費を利用者にご負担いただきます。
- (6) キャンセル料
利用日を除く3日前から当日利用中止の連絡を頂いた場合(連絡のない場合を含む)は、所定のキャンセル料を申し受けます。

『所得区分と利用者負担上限月額』

所得(世帯の収入状況)に応じて月額負担上限額が設定され、サービス利用量にかかわらず、上限額以上の負担はありません。

所得区分	収入の状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得 (市町村民税 非課税世帯)	1: 合計所得金額や公的年金等収入金額などの合計が年間80万円以下	0円
	2: 1に該当しない場合	0円
一般 1 (市町村民税 非課税世帯)	居宅で生活する障害者: 市町村民税所得割額16万円未満	9,300円
	20歳未満の施設入所者: 市町村民税所得割額28万円未満	
一般 2 (市町村民税 非課税世帯)	1に該当しない場合	37,200円

共生型短期入所 重要事項の説明書

1. 事業者の名称

事業者の名称	社会福祉法人 日新会
所在地	山梨県甲府市上町 2 4 7 3 番地
代表者氏名	理事長 平嶋 道治
電話番号：055-226-6580	FAX 番号：055-226-6503

2. 事業所の名称

事業所の名称	共生型短期入所事業所 ショートステイあかし新館
事業所の所在地	山梨県甲府市上町 2473 番地
サービスの種類	短期入所
主たる対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者
事業所番号	1910102662
管理者氏名	平嶋 潤
電話番号	055-226-6580 内線 (710)
FAX 番号	055-226-6503
利用者定員	20 名 (1 日) 高齢者介護含む (拠点事業はこの限りではない)

3. 事業の目的と運営方針

<p>①目的：障害者総合支援法に基づき、障害者（児）が可能な限り、その地域における生活が継続できることを念頭に置いて、自宅での生活が一時的に困難になった障害者（児）に対し、短期的な利用を提供して、日常生活における支援を行うことを目的とします。</p> <p>②運営方針：関係法令を厳守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細やかな短期入所のサービスを提供します。</p>

4. サービス提供を行う施設

構造	鉄骨造 平屋建（準耐火建築物）
敷地面積	2379.26 m ²
延べ床面積	660 m ²

5. サービス提供を行う施設の主な設備

設備の種類	部屋数	備 考
居室	20 室	ベッド、ナースコール、タンス、洗面所
食堂	1 室	テーブル、イス、テレビ
浴室	1 室	機械浴
洗面所	1 室	
トイレ	5 室	車イス対応
相談室	1 室	AED 設置
その他		洗濯室、汚物処理室、介護材料室等

6. 職員体制

職 種	数	区 分				職 務 内 容 資 格 等
		常 勤		非 常 勤		
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管理者	1		1			従業者、業務の管理指揮命令
サービス管理責任者						従業員の技術指導や助言 関係者や関係機関の連携
生活支援員	10 人 以上	8 人 以上		2 人 以上		障害者の生活介護、訓練： 介護福祉士他
看護職員	1 人 以上		1 人 以上		1 人 以上	健康管理
世話人	2 人 以上			2 人 以上		施設内の掃除、食事の準備等

7. 勤務体系

職種	勤務体系
管理者	9：00～18：00
サービス管理責任者	9：00～18：00
生活支援員	早番（7：00～16：00） 日勤（9：00～18：00） 遅番（12：00～21：00） 夜勤（15：00～9：00）
世話人	午前当番（7：00～15：00） 午後当番（16：00～19：00）

8. サービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
生活支援	<p>食事 以下の時間に食事の提供をします。 食事時間 朝食 7:30～ 昼食 11:30～ 夕食 17:15～ 年齢と障害の特性に応じた栄養および内容の食事を提供します。</p> <p>入浴 入浴について必要に応じて介助や確認を行ないます。利用者の心身の状況により、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します。</p> <p>利用者の状況に応じて適切な技術を持って整容、更衣、排泄等生活全般にわたる支援を行います。</p> <p>①排泄 必要に応じて介助や確認を行ないます。 ②起床・臥床 起床時間(6:00～)、臥床時間(19:00～)本人の意思を尊重します。 ③着脱衣 必要に応じて介助、確認をします。 ④整容 毎食後の口腔ケア支援、介助。洗面の支援、介助等個人を尊重した適切な整容を行ないます。生活のリズムを整えるような支援を行います。</p>
生活相談	利用者およびその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、支援を行ないます。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行ないます。また、医療機関との連絡調整および協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
送迎サービス	利用者の心身状況、ご家族等の状況からみて送迎が困難と認められ、利用者、ご家族等が希望される場合は送迎を行ないません。

9. 利用料

① 利用料金 指定共生型短期入所

(1日あたり)

(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(I) ※同一日に他の日中活動サービスを利用しない場合	784 単位
(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(II) ※同一日に他の日中活動サービスを利用した場合	240 単位

② 加算項目

(1日あたり)

加算項目	単位数
短期利用加算 ※利用開始から30日以内の期間について、1年につき30日を限度として加算	30 単位
送迎加算 ※利用者に対して、その居宅等との間の送迎を行った場合に片道につき加算	186 単位
栄養士配置加算	22 単位
食事提供体制加算 ※収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が食事を提供した場合	48 単位
緊急短期入所受入加算 I (対象者のみ)	270 単位
上限額管理加算	150 単位
地域生活支援拠点等の場合 ※利用を開始した日に加算	100 単位
福祉・介護職員処遇改善加算IV	所定単位数×115/1000 (1ヶ月あたり)

※上記単位数に甲府市の地域単価(1単位10.18円)を掛けたものの1割が利用料金の目安となります。
(上限負担月額以内の場合)

③ その他の費用

食事に係る自己負担額 ※食事提供体制加算対象者は減額の措置があります	朝食 400 円 昼食 600 円 (おやつ含む) 夕食 500 円
利用者が選定する特別な食事に関する費用 ※予め、利用者の選定により、上記に定める通常の食事の提供に要する費用では困難な食費の額については、その実費相当額をご負担いただきます。	
光熱水費に係る自己負担額	1日あたり 855 円
日用品費	1日あたり 300 円
洗濯代	1枚 88 円
テレビ個人利用料	①持ち込 1日100円 上限800円/月 ②貸し出 1日300円 上限4500円/月
個人利用の家電類 (持ち込に限る)	1ヶ月 上限800円
教養娯楽費等	実費

個別タイム支援費	10分 300円
個別タイム支援に係る車代	1回 1600円
通常送迎（甲府市、昭和町、中央市、笛吹市石和町）の範囲外、片道1km当たり47円をご負担いただきます	
キャンセル料	3日前までのご連絡の場合キャンセル料は不要です
※利用者の病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料は請求いたしません	3日前までにご連絡がない場合 1日あたりの利用料の100%を請求いたします

10. 所得区分と利用者負担上限月額

所得（世帯の収入状況）に応じて月額負担上限額が設定され、サービス利用量に関らず、上限額以上の負担はありません。

所得区分	収入の状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得 (市町村民税非課税世帯)	1: 合計所得金額や公的年金等収入金額などの合計が年間80万円以下	0円
	2: 1に該当しない場合	0円
一般 1 (市町村民税非課税世帯)	居宅で生活する障害者: 市町村民税割額16万円未満	9300円
	20歳未満の施設入所者: 市町村民税割額28万円未満	
一般 2 (市町村民税非課税世帯)	1に該当しない場合	37200円

※介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

11. 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書を送付します。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の26日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(ア) 現金支払い

(イ) 事業者指定口座への振り込み

お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。

また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただきます。また、遅延損害金をいただくことがあります。(民法適用)

12. サービスの提供にあたっての留意事項

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

13. 苦情の申し立て

当事業所において以下の窓口を設け、別途定める規定により対応を行います。

担当者	平嶋 恵子
苦情申し立て方法	当事業所内に投函箱を用意してあります。 また、電話、FAXでも受け付けております。
電話番号	055-226-6580
FAX 番号	055-226-6503

上記のほかに、次の機関へも苦情申し立てができます。

市町村担当窓口 甲府市障がい福祉課 055-237-5240

国民健康団体連合会 苦情相談窓口 055-233-9201【受付】水曜日9:00～16:00

※苦情処理第三者委員

委員名	電話番号
前島 守	055-224-3062
内藤 いずみ	055-241-3258

14. 緊急時の対応

サービス利用中に、体調の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医や家族に連絡する等必要な措置を講じます。

15. 非常災害時の対策

消防計画、その他災害対策計画に基づき、対応を行います。

16. 保険給付の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合には、いつでも交付しますのでお申し出ください。

令和 年 月 日

ショートステイあかしの提供に際し、本書面に基づき説明を行いました。

説明者 小池 俊介

利用者住所

氏名 印

利用者代理人住所

氏名 印